

Title	慶應義塾大学藝術学会規約
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学藝術学会
Publication year	1969
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.27, (1969. 3)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	国語国文学・中国語中国文学特集
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00270001-0452

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大學藝文學會規約

第一章 總 則

一、委員長 一名。

二、委員 若干名。

第一条 本學會は「慶應義塾大學藝文學會」と稱する。
第二条 本學會は、文學、言語、藝術の研究を目的とする。
第三条 本學會の事務所は東京都港区三田二ノ一五ノ四五
慶應義塾大學文學部文學科研究室に置く。

第四条 本學會は第三條に定められた目的を達成するため
に左の事業を行なう。
一、會員の學術研究を助成する事業。
二、會員の學術研究を發表する事業。
A、機關誌「藝文研究」の發行。

B、學術研究發表會の開催。

三、その他本學會の目的を達成するに必要な事業。

第二章 會 員

第五条 本學會は慶應義塾大學藝文關係の教授、助教授、
講師、助手及び入会を希望する卒業者、並びに會
員二名以上の推薦により委員會の承認を得た者を
以て會員とする。

第六条 會員はその研究を機關誌「藝文研究」及び本學會
學術發表會で發表することが出来る。

第七条 會費は別に定めるところに従う。

第三章 役 員

第八条 本學會に左の役員を置く。

第九条

委員は會員の選舉によつて慶應義塾大學藝文關係
の在職者中から選ばれる。

第十条

委員長は委員の互選によつて選ばれる。

第十二条

委員長は委員中から會計、編集その他の専門委員
を指名することがある。委員は委員長を補佐して
會務を執る。

第十三条

各役員の任期は二ヵ年とする。但し重任を妨げな
い。

第十四条

本學會は總會と委員會とを開く。
總會は委員長がこれを招集し、會員過半數の出席
によつて成立する。議事の決定は多數決による。

第十五条

總會は毎年一回開催し、役員の改選、會務報告等
を行う。

第十六条

委員會は隨時これを開く。

第五章 經 理

第十七条 本學會の會計年度は四月一日に始まり翌年三月三
十一日に終る。

第十八条 本學會の經常費は財團法人慶應義塾その他より
補助金並びに會費寄附金及びその他の収入を以て
これに當てる。